

各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県教育委員会施設主管課
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県私立学校主管課

御中

文部科学省高等教育局専門教育課

「専門職大学等の設置構想のポイント」の改正について

専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科（以下「専門職大学等」という。）は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的として、平成31年度より開始された制度です。また、当課では、専門職大学等の設置を検討している者にとって計画検討の際の一助となるよう「専門職大学等の設置構想のポイント」を公開しているところです。

この度、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）（別紙参照）を踏まえ、「専門職大学等の設置構想のポイント」を改正し、専門職大学の体育館その他のスポーツ施設について、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化しました（※）ので、お知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課においては域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課に対し、また、各都道府県私立学校主管課においては、専門職大学等の設置計画検討の際に参考となりますので、専門職大学等の設置を検討している所轄の学校法人に対し、周知するようお願いいたします。

なお、「専門職大学等の設置構想のポイント」については、以下のURLにおいても公開していることを申し添えます。

- 「専門職大学等の設置構想のポイント」

https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_senmon01-100001394_02.pdf

- ※ P.60「体育館その他スポーツ施設、運動場」に記載

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局

専門教育課専門職大学係

TEL 03-5253-4111（内線：3128）

E-mail senmon@mext.go.jp

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針

(令和3年12月21日閣議決定) (抜粋)

5 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(2) 学校教育法(昭22法26)

- (i) 専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和3年度中に周知する。